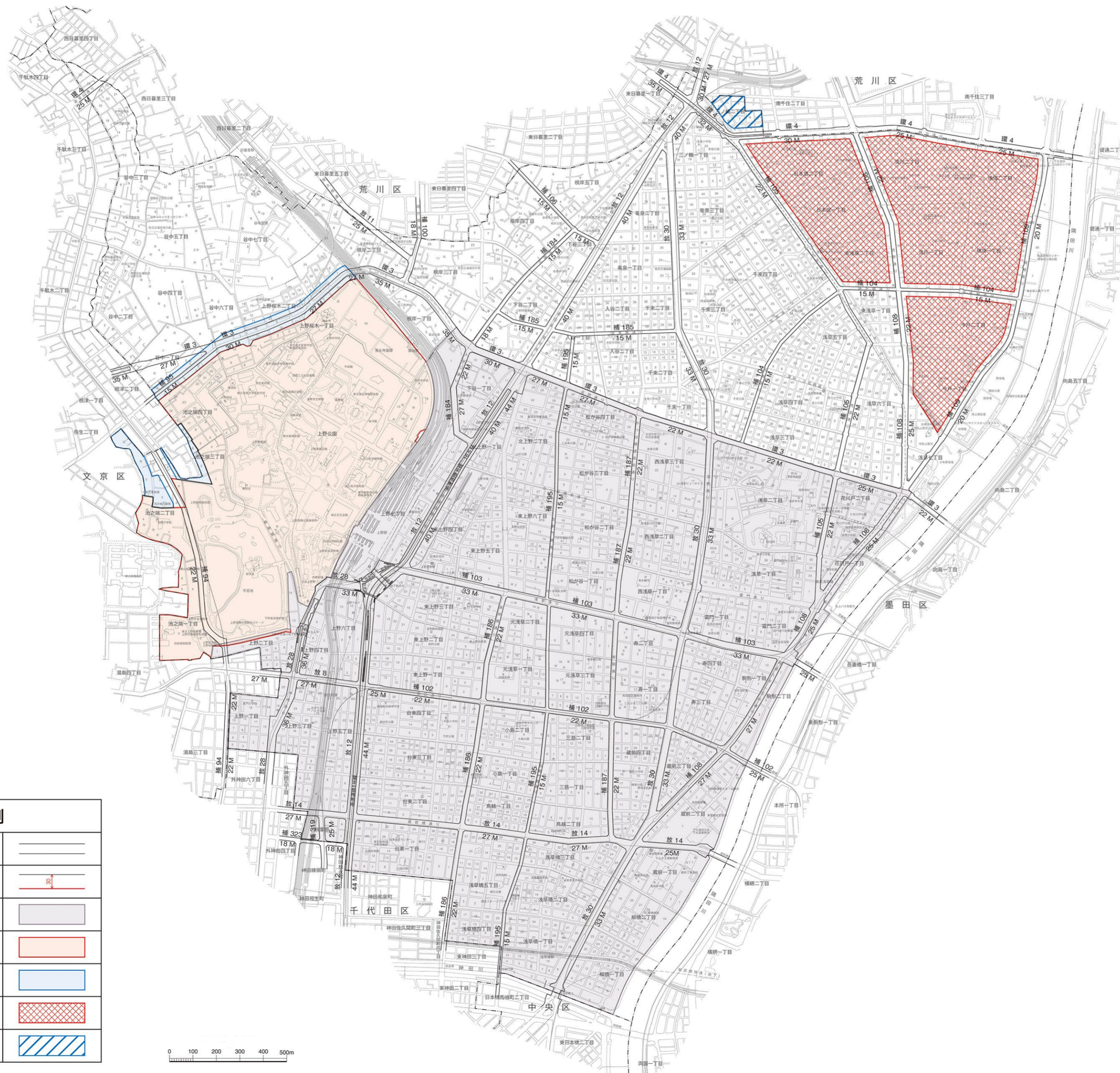


駐車場整備地区と特別用途地区



凡 例	
都市計画道路	——
道路境界からの路線式指定 (距離指定のないものは20m)	——
駐車場整備地区	■
第一種文教地区	■
第二種文教地区	■
第二種中高層階住居専用地区	■
特別工業地区	■

●文教地区（東京都文教地区建築条例）内の建築制限

第一種文教地区・第二種文教地区内ではそれぞれ下表のような用途に供する建築物の建築が制限されます。

第一種文教地区
一 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第一号から第三号まで及び同条第6項各号のいずれかに該当する営業に係るもの
二 ホテル又は旅館（前号に該当するものを除く。）
三 劇場、映画館、演芸場、観覧場又はナイトクラブその他客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業を営む施設（第一号に該当するものを除く。）
四 マーケット（市場を除く。）
五 遊技場又は遊戯場（学校附属のものを除く。）
六 旧工場公害防止条例（昭和24年東京都条例第72号）別表に掲げられていた作業を常時行う工場
七 勝馬投票券発売所、場外車券売場及び勝舟投票券発売所
八 前各号の建築物に類するもので、環境を害し、又は風俗を乱すおそれがあると認めて知事が指定するもの
第二種文教地区
一 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第一号から第三号まで及び同条第6項各号のいずれかに該当する営業に係るもの
二 ホテル又は旅館（前号に該当するものを除く。）
三 劇場、演芸場、観覧場又はナイトクラブその他客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業を営む施設（第一号に該当するものを除く。）
四 勝馬投票券発売所、場外車券売場及び勝舟投票券発売所
五 前各号の建築物に類するもので、環境を害し、又は風俗を乱すおそれがあると認めて知事が指定するもの

●特別工業地区の建築制限

特別工業地区（準工業地域内に別途指定）で東京都台東区特別工業地区建築条例（平成15年12月15日台東区条例第51号）により制限される建築物は、おおよそ次の表のとおりです。

1. 原動機を使用する工場で、作業場の床面積の合計が450㎡を超えるもの
ただし、作業場の用途に供する建築物を耐火建築物又は準耐火建築物とした印刷製本等の事業を営む工場については、500㎡を超えるもの
2. スプリングハンマーを使用する金属の鍛造を営む工場、木材の引き割り又はかんな削りで出力の合計が3.75キロワットを超える原動機を使用する工場他
3. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第一号から第三号までに該当するキャバレー、ナイトクラブ、バーなど

●駐車場整備地区（東京都駐車場条例）

駐車場整備地区とは、円滑な道路交通を確保する必要があると認められる地区に駐車場整備を義務づけた地区をいいます。
主に共同住宅の場合は、延べ面積の合計が2,000㎡を超えるもの、その他の建築物については、1,500㎡を超えるものに駐車場の附置義務がかかります。

●中高層階住居専用地区の建築制限

中高層階住居専用地区とは、都心部など住宅と商業・業務施設が混在する地域において、建物の一定階以上の用途を住宅などに限定する立体用途規制を行うことにより、住宅の確保を図ることを目的とするものです。
この地区内での、建築物の制限又は禁止に関する必要な内容は、東京都台東区中高層階住居専用地区内における建築物の制限に関する条例（平成7年9月29日台東区条例第29号）で定めています。
第二種中高層階住居専用地区内では、原則として4階以上の部分が住居系用途に限定されます。